

報道関係各位

「健康経営優良法人 2026(大規模法人部門)」に7年連続で認定 ～“ワーク・ライフ・シナジー”の実現をめざす様々な取り組みを実施～

ダイドードリンク株式会社（本社：大阪市北区、代表取締役社長：中島 孝徳、以下「当社」）は、経済産業省および日本健康会議が共同で推進する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人 2026(大規模法人部門)」に認定されましたので、お知らせいたします。なお、当社は2020年の初認定以来、7年連続7回目の認定となります。



当社は、“グループミッション 2030”として掲げる「世界中の人々の楽しく健やかな暮らしをクリエイトする DyDo グループへ」の実現に向け、2019年に「DyDo グループ健康宣言」を制定しました。これにより、健康経営推進体制を強化するとともに、各自が生産性を最大化できる働き方を選択できる制度（「新たな働き方^{※1}」）の導入や社内ウォーキングイベントの実施、就業時間中の禁煙^{※2}など健康経営に資する様々な取り組みを展開しています。

今後も“グループミッション 2030”の実現に向け、従業員の健康リテラシーのさらなる向上を図るとともに、従業員参画型の施策を通じて健康経営へのより積極的な参画を促し、心身ともに健康で、一人ひとりが最大限の力を発揮できる「ワーク・ライフ・シナジー^{※3}」の実現に向けた環境づくりを進めてまいります。

※1 ダイドードリンク（株）全従業員（正社員、契約社員など 計約 800 名）において、在宅勤務をベースとする働き方（週 4 日まで）もしくは原則毎日出社が選べる勤務体制。

※2 標準勤務時間帯（8:30～17:00/9:00～17:30、昼休みは除く）で事業所外に勤務する日・時間（在宅勤務等）においても適用。加熱式たばこ、電子たばこについても同様に、就業時間中は使用禁止。

※3 「ワーク」（仕事）と「ライフ」（生活）の双方を充実させて、シナジー（相乗効果）を起こそうという、ワーク・ライフ・バランスを発展させた概念。

(ご参考)

健康経営優良法人認定制度について

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度です。

◆経済産業省ホームページ - 健康経営優良法人認定制度 -

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

DyDo グループは、「こころとからだに、おいしいものを。」をブランドメッセージに、高い品質にいつもサプライズを添えて、「オンリーDyDo」のおいしさと健康をお客様にお届けします。

本報道資料に関するお問い合わせ先

ダイドードリンク株式会社 コーポレートコミュニケーション部
〒530-0005 大阪市北区中之島 2-2-7 中之島セントラルタワー18F
TEL : 06-6222-2621 FAX : 06-6222-2623 E-mail : dydo-press@dydo.co.jp